

可変速運転用インバータ装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした可変速運転用インバータ装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

可変速運転用インバータ装置

2. 評価内容

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。

なお、三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上である。

電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力(kW)	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考 1) 規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率の算出方法」により計算した損失を用い算出した効率とする。ただし、リアクトルを設けた場合にあっても、上記規約効率を満たすものとする。

2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6 極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

(2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。

(3) 納入体制が整備されている。

(4) アフターサービス体制が整備されている。